

船主企第 11 号
2021 年 4 月 2 日

会 員 各 位
(税 制 関 係)

日本船主協会
(企画部)

令和 3 年度税制改正法案（海運関係）の成立・施行等について

令和 3 年度税制改正における当協会重点要望（外航船舶の特別償却制度）について、去る 3 月 26 日の参議院本会議において税制改正法案が可決・成立し、3 月 31 日付で制度の要件等に係る告示が官報に掲載されたことを受け、外航課より添付の通り事務連絡がありましたのでご送付いたします。なお、令和 3 年度税制改正にて措置されることになりました当協会重点要望事項に係る海運税制は以下の 2 点です。

1. 船舶の特別償却制度（外航課事務連絡（添付①））

- ・租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（令和 3 年国土交通省告示第 315 号）
- ・租税特別措置法第三十七条第一項の表第八号及び第六十五条の七第一項の表第八号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（令和 3 年国土交通省告示第 316 号）（以上添付②）

⇒ 特償対象となる船舶の要件を定める告示を以下の通り改正するもの。

- 2021.4.1 以降に建造契約した船舶については「グレイウォータータンク」「ビルジプライマリータンク」の搭載が必須（別表 1 第 1 号）。
- 2022.4.1 以降に建造契約されたガス運搬船（15,000DWT 以上）、コンテナ船、一般貨物船、液化天然ガス運搬船、グルーズ船について、削減率を「Phase3 条約値+2%」に引き上げ（別表 1 第 1 号・2 号）。
- 2021.4.1 以降に建造契約された自動車運搬船について、削減率を 17%から 22%に引き上げ（別表 1 第 3 号）。
- 内航船舶：安全・省力化設備要件の一部を見直し（2,000GT 未満の船にも衛星航法装置を必須要件化）の上、2 年間延長（別表 2 第 1 号）。

2. 国際船舶に係わる固定資産税の特例措置

- ・本特例措置については延長と拡充が認められましたが、延長に係る「地方税法等の一部を改正する法律」は 3 月 26 日の参議院本会議において可決・成立したものの、拡充（海上運送法上で認定された特定船舶の課税標準を 1/36）に係る「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案」については、現在法案審議中のため、成立次第改めてお知らせ致します。

【本件に関するお問合せ先】

日本船主協会 企画部（税制担当）望月・藤本・三木

TEL : 03-3264-7174 FAX : 03-5226-9166 E-mail : pln-div@jsanet.or.jp

以上

事務連絡
令和3年4月1日

一般社団法人日本船主協会企画部 御中

国土交通省海事局外航課

船舶の特別償却制度に係る要件等の官報告示について

租税特別措置法の一部改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が3月26日に成立したことを受け、3月31日に船舶の特別償却制度及び船舶の買換特例制度に係る要件等を官報告示致しましたので、お知らせ致します。

なお、船舶の買換特例制度に係る告示については、条項のずれを修正する形式上の改正のみであり、要件の変更に係るものではございません

<添付資料>

- ・租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第315号）
- ・租税特別措置法第三十七条第一項の表第八号及び第六十五条の七第一項の表第八号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第316号）

○国土交通省告示第三百十号
 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第五項第六号及び第四十条の五第四項第六号の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第四百八十一号の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

「第40条の4の2第4項第6号」を「第40条の4の2第5項第6号」に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第五項第七号及び第四十条の五第四項第七号の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第四百八十二号の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

「第四十条の四の二第四項第七号」を「第四十条の四の二第五項第七号」に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十二号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二十二号）第二十九条の二第五項第五号の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第四百八十三号の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

「第二十九条の二第四項第五号」を「第二十九条の二第五項第五号」に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十三号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二十二号）第二十九条の二第五項第六号の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第四百八十四号の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

「第29条の2第4項第6号」を「第29条の2第5項第6号」に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十四号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二十二号）第二十九条の二第五項第七号の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第四百八十五号の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

「第二十九条の二第四項第七号」を「第二十九条の二第五項第七号」に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第二項、第三項及び第五項並びに第二十八条第二項、第三項及び第五項の規定に基づき、租税特別措置法第十一一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

租税特別措置法第十一條第一項の表第二号及び第四十三條第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示
 租税特別措置法第十一條第一項の表第二号及び第四十三條第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示(平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

租税特別措置法第十一條第一項及び第四十三條第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第五條の八第二項、第三項及び第五項並びに第二十八條第二項、第三項及び第五項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十一條第一項及び第四十三條第一項の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十七年四月一日から適用する。

(特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶)

一 租税特別措置法(以下「法」という)第十一條第一項及び第四十三條第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶(薬品タンク船を除く)。

イ 租税特別措置法施行令(以下「令」という)第五條の八第一項及び第二十八條第一項に規定する海洋運輸業 別表一に掲げる船舶

ロ 令第五條の八第一項及び第二十八條第一項に規定する沿海運輸業 別表二に掲げる船舶(環境への負荷の低減に著しく資する外航船舶)

二 法第十一條第一項第一号及び第四十三條第一項第一号に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十九條の十第一項に規定する先進船舶のうち海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第四十二條の八第二号に規定する先進的な技術(先進船舶の対象範囲を定める告示(平成二十九年国土交通省告示第八百八十六号)第二号第二号イからトまでに掲げる設備又は材料の区分に応じそれぞれ同号イからトまでに定めるものに限る。)が使用されている当該設備又は材料のいずれかを有し、又は使用している船舶(次に掲げるものに限る。)

イ・ロ (略)

(環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶)
 三 法第十一條第一項第三号及び第四十三條第一項第三号に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 別表三に掲げる船舶

別表一 外航船舶

番号	船舶
1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)以下「海防法」という)第十九條の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶以外の船舶で、第一号から第二十五号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有している鋼船(第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限る。)
一〇三〇	(略)

改正前

租税特別措置法第十一條第一項の表第二号及び第四十三條第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第五條の八第三項及び第四項並びに第二十八條第三項及び第四項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十一條第一項の表第二号及び第四十三條第一項の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十七年四月一日から適用する。

(事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶)

一 租税特別措置法(以下「法」という)第十一條第一項の表第二号の中欄のイ及び第四十三條第一項の表第二号の中欄のイに規定する事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶(薬品タンク船を除く)。

イ 租税特別措置法施行令(以下「令」という)第五條の八第三項及び第二十八條第三項に規定する海洋運輸業 別表一に掲げる船舶

ロ 令第五條の八第三項及び第二十八條第三項に規定する沿海運輸業 別表二に掲げる船舶(環境への負荷の低減に著しく資する外航船舶)

二 法第十一條第一項の表第二号の中欄のイ及び第四十三條第一項の表第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十九條の十第一項に規定する先進船舶のうち海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第四十二條の八第二号に規定する先進的な技術(先進船舶の対象範囲を定める告示(平成二十九年国土交通省告示第八百八十六号)第二号第二号イからトまでに掲げる設備又は材料の区分に応じそれぞれ同号イからトまでに定めるものに限る。)が使用されている当該設備又は材料のいずれかを有し、又は使用している船舶(次に掲げるものに限る。)

イ・ロ (略)

(環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶)
 三 法第十一條第一項の表第二号の下欄及び第四十三條第一項の表第二号の下欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 別表三に掲げる船舶

別表一 外航船舶

番号	船舶
1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)以下「海防法」という)第十九條の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶以外の船舶で、第一号から第二十五号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有している鋼船(第二十六号から第三十一号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限る。)
一〇三〇	(略)

2

三十一 平成二十七年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあつては、二十四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む）が承認（当該条約の発効前の承認を含む）をしたバラスト水処理装置

三十二 令和三年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあつては、グレイウォータータンク

三十三 令和三年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあつては、ビルジブライマリータンク

海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船（同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）

一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年 国土交通省 環境省 令第三号。以下「指標基準省令」という。）

第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) 載貨重量トン数（以下この表において「Dw」という。）が二万トン以上のもの $950.66Dw^{-0.488}$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの $1,218.8Dw^{-0.488} - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}$

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み荷物の輸送のための構造を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの $950.82Dw^{-0.488}$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの $1,219Dw^{-0.488} - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000}$

2

三十一 平成二十七年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十七年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあつては、二十四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む）が承認（当該条約の発効前の承認を含む）をしたバラスト水処理装置

(新設)

海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船（同項第二十七号から第三十一号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）

(新設)

ハ 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船（以下「液化ガスばら積船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が一万五千トン以上のもの $761.6Dw^{-0.455}$

(2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $873.6Dw^{-0.455}$

(3) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの

$$1.120Dw^{-0.455} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000})$$

ニ 指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船（以下「ばら積貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $750.1962Dw^{-0.477}$

(2) Dw が二万トン以上二万トン未満のもの

$$961.79Dw^{-0.477} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000})$$

ホ 指標基準省令第一条第八項に規定するコンテナ船（以下「コンテナ船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二十万トン以上のもの $83.6256Dw^{-0.201}$

(2) Dw が十二万トン以上二十万トン未満のもの $92.3366Dw^{-0.201}$

(3) Dw が八万トン以上十二万トン未満のもの $101.0476Dw^{-0.201}$

(4) Dw が四万トン以上八万トン未満のもの $109.7586Dw^{-0.201}$

(5) Dw が一万五千トン以上四万トン未満のもの $118.4696Dw^{-0.201}$

(6) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの

$$174.22Dw^{-0.201} (0.83 - 0.15 \frac{Dw - 10,000}{5,000})$$

ヘ 指標基準省令第一条第九項に規定する冷凍運搬船（以下「冷凍運搬船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が五千トン以上のもの $177.0678Dw^{-0.244}$

(2) Dw が三千トン以上五千トン未満のもの

$$227.01Dw^{-0.244} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000})$$

ト 指標基準省令第一条第十二項に規定する一般貨物船（以下「一般貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが一万五千トン以上のもの $73.0864Dw^{-0.435}$
- (2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの $107.48Dw^{-0.215} (0.88 - 0.2 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

二 令和二年一月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和二年七月一日から令和四年九月三十日までの間に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが二万トン以上のもの $950.664Dw^{-0.488}$

(2) (略)

ロ (略)

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) (2) (略)
- ニ ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) (2) (略)
- ヘ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) (2) (略)

一 平成三十二年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年 国土交通省 環境省 令第三号。以下「指標基準省令」という。）

第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) 載貨重量トン数（以下この表において「Dw」という。）が二万トン以上のもの $950.664Dw^{-0.488}$

(2) (略)

ロ (略)

ハ 指標基準省令第四条第四項に規定する液化ガスばら積船（以下「液化ガスばら積船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) (2) (略)
- ニ 指標基準省令第七条第七項に規定するばら積貨物船（以下「ばら積貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

ホ 指標基準省令第八条第八項に規定するコンテナ船（以下「コンテナ船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) (2) (略)
- ヘ 指標基準省令第九条第九項に規定する冷凍運搬船（以下「冷凍運搬船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

ト 指標基準省令第十二項に規定する一般貨物船（以下「一般貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) (2) (略)

<p>三 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値</p> <p>イスト (略)</p> <p>四 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値</p> <p>イスト (略)</p> <p>五 前各号に掲げる船舶以外の船舶 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値</p> <p>イスト (略)</p>	<p>3</p> <p>海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならぬ船舶(第一号イからへまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限るものとし、平成二十七年九月一日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたもの)を除く。)で、二酸化炭素放出抑制指標の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第三十一号に掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船(同項第二十七号から第三十号まで、第三十二号及び第三十三号に規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。)</p> <p>一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値</p> <p>イ 指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船(以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。)(次に掲げるものに限る。)</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが千トン以上のもの $586.6348Dw^{-0.324}$</p> <p>(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの Dw^{-250}</p> <p>$752.16Dw^{-0.324}$ (0.88-0.1-$\frac{750}{750}$)</p> <p>ロ 指標基準省令第一条第二項に規定するクルーズ旅客船(以下「クルーズ旅客船」という。)(次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関(以下この項において「推進機関」という。)を有するものに限る。)(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値)</p> <p>(1) 総トン数(以下この表において「Gt」という。)が八万五千トン以上のもの $116.1712Gt^{-0.241}$</p>
--	--

<p>二 平成三十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から平成三十二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値</p> <p>イスト (略)</p> <p>三 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値</p> <p>イスト (略)</p> <p>四 前三号に掲げる船舶以外の船舶 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値</p> <p>イスト (略)</p>	<p>3</p> <p>海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならぬ船舶(第一号イからへまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限るものとし、平成二十七年九月一日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたもの)を除く。)で、二酸化炭素放出抑制指標の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第三十一号に掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船(同項第二十七号から第三十号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。)</p> <p>(新設)</p>
--	--

(2) Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.341} (0.88 - 0.2 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$$

ハ 指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（以下「液化天然ガス運搬船」という。）(Dwが一万トン以上のもの、推進機関を有するものに限る。) $1,532.516Dw^{-0.674}$

二 指標基準省令第十条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。）(次に掲げるものに限るものとし、同条第十一項に規定する自動車運搬船（以下「自動車運搬船」という。）に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二千トン以上のもの $1,036.017Dw^{-0.488}$

(2) Dwが千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.488} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

ホ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$608.6803Dw^{-0.481} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$$

ヘ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。） $1,413.8514Dw^{-0.481}$

二 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの間に建造に着手されたもの）で自動車運搬船に該当するもの 次に掲げる自動車運搬船の区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$608.6803Dw^{-0.481} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$$

ロ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のものに限るものとし、イに掲げるものを除く。） $1,413.8514Dw^{-0.481}$

三 令和二年一月一日から令和四年三月三十一日（自動車運搬船にあつては、令和三年三月三十一日）までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和二年七月一日から令和四年九月三十日（自動車運搬船にあつては、令和三年九月三十日）までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる

(新設)

一 平成三十二年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)・(2) (略)

ロ クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Gt が八万五千トン以上のもの $1.33253Gt^{-0.24}$

(2) (略)

ハ 液化天然ガス運搬船（ Dw が一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。） $1.757,886Dw^{-0.424}$

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)・(2) (略)

ホ・ヘ (略)

四 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ・イハ (略)

五 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ・イハ (略)

六 前各号に掲げる船舶以外の船舶 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ・イハ (略)

イ 指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船（以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。）次に掲げるものに限る。）

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)・(2) (略)

ロ 指標基準省令第二条第二項に規定するクルーズ旅客船（以下「クルーズ旅客船」という。）次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関（以下この項において「推進機関」という。）を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) 総トン数（以下この表において「 Gt 」という。）が八万五千トン以上のもの $1.33253Gt^{-0.24}$

(2) (略)

ハ 指標基準省令第五条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（以下「液化天然ガス運搬船」という。）（ Dw が一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。） $1.757,886Dw^{-0.424}$

ニ 指標基準省令第十条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。）次に掲げるものに限るものとし、同条第十一項に規定する自動車運搬船（以下「自動車運搬船」という。）に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)・(2) (略)

ホ・ヘ (略)

二 平成三十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から平成三十二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ・イハ (略)

三 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ・イハ (略)

四 前三号に掲げる船舶以外の船舶 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ・イハ (略)

別表一 内航船舶

番号	船	船
1	船	船
2	(略)	(略)

別表二 内航船舶

番号	船	船
1	船	船
2	(略)	(略)

附則
この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第十三項各号及び第三十九条の七第七項各号の規定に基づき、租税特別措置法第三十七条第一項の表第八号及び第六十五条の七第一項の表第八号の規定を受ける船舶を指定する告示（平成二十九年国土交通省告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉
制定文中「第二十五条第十五項各号」を「第二十五条第十三項各号」に、「第三十九条の七第九項各号」を「第三十九条の七第七項各号」に、「第三十七条第一項の表第八号」を「第三十七条第一項の表第五号」に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十七号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第八十四項及び第八十五項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように告示する。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉
地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第八十四項及び第八十五項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別添様式により所管の市町村長の証明を受け

附則

たものをもってその書類とする。

この告示は、公布の日から施行する。